

平成26年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年6月3日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	6月3日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	水野智見
	3番	戸谷裕治	4番	安藤洋一
	5番	佐藤茂	6番	山田新太郎
	7番	伊藤俊一	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	服部 康彦		
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 総務課長	江上 文啓
		次長兼 安心課長	岡村 智彦	税務課長	磯野 弘幸
	民生部	部長	佐藤 一夫	次長兼 子育て 推進課長	鈴木 利彦
		次長兼 住民課長	伊藤 満	保険医療 課長	伊藤 光彦
	産建設業部	部長	上田 実	次長兼 まちづくり 推進課長	志治 正弘
		土木農政 課長	伊藤 保彦		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	山本 章人		
	上下水道部	次長兼 下水道 課長	加藤 和己		
消防本部	消防長	奥村 光司	総務課長 兼予防 課長	伊藤 啓二	
教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	川合 保	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会 局	局長	松岡 英雄	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録 署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	8番	中村 英子	9番	黒川 勝好	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 同意第2号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第4 報告第1号 平成25年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第26号 蟹江町農業委員会委員の推薦について
- 日程第7 議案第27号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第28号 蟹江町青少年問題協議会条例の一部改正について
- 日程第9 議案第29号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第30号 蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について
- 日程第11 議案第31号 蟹江町都市公園条例の一部改正について
- 日程第12 議案第32号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第13 議案第33号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その4) 請負契約の締結について
- 日程第14 議案第34号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その5) 請負契約の締結について
- 日程第15 議案第35号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その6) 請負契約の締結について
- 日程第16 議案第36号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その7) 請負契約の締結について
- 日程第17 議案第37号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その8) 請負契約の締結について
- 日程第18 議案第38号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その9) 請負契約の締結について
- 日程第19 議案第39号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その10) 請負契約の締結について
- 日程第20 議案第40号 蟹江町立小中学校飛散防止フィルム設置工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第41号 海部津島土地開発公社の解散について
- 日程第22 議案第42号 町道路線変更について
- 日程第23 議案第43号 平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)

- 追加日程第24 同意第2号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第25 議案第26号 蟹江町農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第26 議案第33号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その4) 請負契約の締結について
- 追加日程第27 議案第34号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その5) 請負契約の締結について
- 追加日程第28 議案第35号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その6) 請負契約の締結について
- 追加日程第29 議案第36号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その7) 請負契約の締結について
- 追加日程第30 議案第37号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その8) 請負契約の締結について
- 追加日程第31 議案第38号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その9) 請負契約の締結について
- 追加日程第32 議案第39号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その10) 請負契約の締結について
- 追加日程第33 議案第40号 蟹江町立小中学校飛散防止フィルム設置工事請負契約の締結について

○議長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

平成26年第2回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ここで、岡村総務次長より入院の際のお礼と、6月1日付で議会事務局職員へ異動がありましたので、自己紹介の発言を許可します。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をおかりして、一言お礼申し上げます。

過日、4月23日に退院したばかりでありましたが、5月16日に再度病気入院をしてしまいました。その際は議会よりお見舞いの心遣い、励ましのお言葉を賜り厚くお礼申し上げます。

おかげさまで、約2週間で退院をいたしました。6月2日から復帰し、元気になっております。今後、医師と相談しながら健康には留意し、職務に励んでまいりますので、また、ご支援、ご指導のほうを賜りますようよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。病名につきましては、総胆管結石症ということでありました。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議会事務局書記 飯田和泉君

おはようございます。

6月1日付で議会事務局に配属されました飯田和泉と申します。よろしくお願いいたします。

○議長 吉田正昭君

皆さんのお手元に議会運営委員会報告書、行政報告の資料が配付されております。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には飯田和泉さんを指名します。

ここで、去る5月26日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 奥田信宏君

それでは、去る5月26日午後1時30分から開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

1番目、会期の決定についてでございます。

本定例会の会期は、本日6月3日火曜日から6月18日水曜日までの16日間といたします。

2番目、蟹江高校跡地整備工事請負契約の締結についてであります。

22日の入札の結果、不調となったため、初日の上程は取り下げとなりました。今後、再度入札を行い、最終日に追加上程する予定とのことでございます。

なお、不調の理由と今後の見通し等について、全員協議会の件名に追加し、報告することとなりました。

3番目、議事日程についてでございます。

まず、本日初日でございます。議案上程、付託・精読の後、追加日程により、2件の人事案件と8件の契約締結案件を審議・採決を行います。契約締結案件につきましては、議案第33号から第40号でございます。その後、全員協議会を行います。

4日水曜日でございますが、3日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

6日金曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第27号から29号までの審査をお願いいたします。午後1時30分からは防災建設常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第30号から第32号及び第42号の審査をお願いいたします。

12日木曜日、一般質問を行います。一般質問が終わりましたら、議会運営委員会、議会広報編集委員会の順で行います。

13日金曜日は、12日に終了または開催できなかった場合は引き続き行います。

18日火曜日は、追加議案上程、精読、委員長報告、議案審議・採決、追加議案審議・採決、閉会となります。

以上が6月定例会の議事日程でございますので、よろしくお願いをいたします。

4番目、人事案件についてであります。

「蟹江町教育委員会委員の任命について」、本日追加日程により審議・採決を行います。

(2) 「蟹江町農業委員会委員の推薦について」、本日追加日程により審議・採決を行います。

なお、午前の休憩中に各派代表者会を開催し、被推薦者を協議いたします。

5番目、契約締結案件についてであります。

(1) 議案第33号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その4)請負契約の締結についてから、(8) 議案第40号「蟹江町立小中学校飛散防止フィルム設置工事請負契約の締結について」までの8件につきまして、本日追加日程により審議・採決を行います。

6番目、行政報告についてであります。

(1) 臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、子育て支援減税手当について、

(2) 町営足湯の再開について、(3) 蟹江町と設楽町との交流・協力に関する協定の締結

についての3件につきまして、本日の冒頭、副町長より報告を行います。

7番目、地方自治体における政党新聞紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する決議を求める陳情の取り扱いについてであります。

一般質問終了後、本委員会を開催し、取り扱いについて協議をいたします。

8番目、意見書等についてであります。

3月定例会以降、新たに提出された意見書17件の取り扱いについては、一般質問終了後、本委員会を開催し、協議をいたします。意見書(1)から(17)については、お目通しをお願いいたします。

9番目、追加議案についてであります。

議案第44号「蟹江高校跡地整備工事請負契約の締結について」は、最終日の冒頭に上程し、精読の後、追加日程により審議・採決をいたします。

10番目、議会報告会実施要綱についてであります。

全員協議会終了後、議員総会を開催し、協議をいたします。

11番、学区編成会議についてであります。

6月18日水曜日、最終日、本会議終了後に開催し、学区検討委員会からの具申について意見を取りまとめます。

なお、意見は教育委員会へ報告をいたします。

12番目、その他についてであります。

(1) 海南病院との意見交換会については、6月19日木曜日午後1時より、協議会室にて行います。おおむね1時間程度の予定をしております。

(2) 普通救命講習(AED)について、6月24日火曜日午後1時30分から蟹江中央公民館の研修室で行いますので、ご出席いただきますようお願いをいたします。

なお、当日の服装は普段着でお願いをいたします。

以上、報告とさせていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

ここで、行政報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、議長のお許しをいただきましたので、3件の案件について報告をさせていただきますと思います。

まず、1点目につきましては、お手元に資料を配付させていただきました臨時福祉給付金、それと子育て世帯臨時特例給付金と子育て支援減税手当等の支給についてでございます。

この案件につきましては、この4月から消費税率が8%に引き上げられました。このこと

に伴いまして、所得の低い方々や高齢者世帯の負担を軽減するために、国の財源をもととして臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金が交付をされることになりました。また、同様の趣旨で、愛知県独自の施策として、子育て世帯の方に子育て支援減税手当が支給されます。この3種類の給付金手当の支給に関するタイムスケジュールがほぼ固まりましたので、ご報告を申し上げたいと思っています。

まず、3種類の給付金手当の支給対象者及び支給額につきましては、お配りした資料をごらんいただきたいと思っています。

まず、臨時福祉給付金支給対象者は、26年1月1日において、蟹江町に住民登録がされている方、それと、26年度分の住民税が課税されていない方が対象となっています。支給額は、給付対象者1人につき1万円。

次に、子育て世帯臨時特例給付金でございます。これもどちらの要件の該当をする方でございますが、1点目は、平成26年1月分の児童手当特例給付を受給されている方、2点目、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満である方、対象児童といたしましては、支給対象者の平成26年1月分の児童手当特例給付の対象となる児童でございます。支給額は、同じく対象児童1人につき1万円でございます。

次に、県の子育て支援減税手当でございます。支給対象者といたしましては、次の3つの要件を満たす方が対象となります。

1番目、平成26年1月1日時点で愛知県内にお住まいの方、2点目、平成26年1月分の児童手当特例給付を受給されている方、3点目、平成25年の所得が児童手当等の所得制限限度未満の方、この3つの要件が対象する方が該当となります。対象児童といたしましては、支給対象者の平成26年1月分の児童手当特例給付の対象となる児童でございます。支給額は、同じく対象児童1人につき1万円でございます。

次に、この交付の支給のスケジュールにつきましては、別添資料の2の裏面をごらんください。

既に、本年の4月中旬には町の公式ホームページ、5月には広報「かにえ」5月号で制度の概要をお知らせいたしております。現在は平成26年度分の市町村民税に係る所得状況の把握、給付金支出の構築、チラシ、通知書、申請書の作成等の準備を進めている段階でございます。今後につきましては、6月の中旬には具体的な受付期間、方法など、それぞれの詳細についてのチラシを全世帯に配布、7月上旬に受給できる可能性のある方に申請書を発送いたします。そして、7月14日には申請書の受付を開始したいと考えています。その後、8月の中旬ごろから順次給付金の支給を行っていく予定をしているところでございます。町の体制といたしましては、支給事務の担当部署が複数にわたっております。申請書の受付、電話の応対、審査・給付など、かなりの事務量が見込まれております。他の部署からの応援や臨時職員を雇用するなど、万全の体制をとって窓口を一本化し、スムーズに給付をしたいと考

えております。

なお、可能な限り早期の申請開始及び給付が目標ではありますが、資格審査などに誤りのないように慎重に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次に、2点目でございます。町営の足湯の再開でございます。

町営の足湯につきましては、現在、尾張温泉リハビリかにかえ病院の建設工事が行われておりました。住民の皆様の安全を確保するために、9月末までの予定で休止をさせていただいております。尾張温泉リハビリ病院の建設工事は現在着々と進行しております。現段階では8月末に本体及び外構工事を完了し、9月の中旬以降に内覧会を予定していると聞いております。蟹江足湯の郷も尾張温泉リハビリかにかえ病院の建設工事に伴いまして、一部の外構工事、植栽等を施した上、尾張温泉リハビリかにかえ病院の内覧会にあわせて、9月の中旬ごろには再オープンをしていきたいと考えております。

なお、町民の皆さん方には広報「かにかえ」9月号及び9月初めの町内会の回覧などで足湯の再開をお知らせしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、3点目でございます。蟹江町と設楽町との交流・協力に関する協定についての報告でございます。

蟹江町と設楽町、これは既に議員ご存じのように、それぞれ愛知県の西部と北東部に位置する町であります。尾張と三河、都市部と山間部といった違いを有しているものの、それぞれ地域の特性を生かして両町が発展してまいりました。これまでも両町は、地理的な条件もありまして交流の機会に恵まれませんでした。平成の大合併で県内の町村数が16になった現在、これからは地域の連携だけにとらわれず、広域の連携も必要と考えました。ここ数年、それぞれ両町イベントなどで相互に特産品を販売するなど交流が芽生えてきておりました。こうした機会を捉えて、このたび両町の共通点や相違点を有効に活用し、両町の実発展や地域の活性化に寄与するため、新たな交流・協力協定を締結することになりました。今回の協定では、それぞれが持つ地域資源の活用及び人材の交流などを行い、少しでも相互の町民の元気な活動や暮らしを向上させてまいりたいと考えています。

今年度につきましては、旧蟹江高校跡地整備事業の一部で、設楽町さんの間伐材を利用すること、また、生涯学習課が毎年7月に実施しています町民を対象とした親子キャンプ、これを設楽町のつく高原グリーンパークで開催するなど、公共施設の相互利用による交流を行う予定であります。また、今回の協定は、行政はもちろんのこと、経済、観光、文化などの分野における民間交流につきましても、今後関係団体の協力を得て推進していくつもりでございます。

なお、協定の締結につきましては、7月の中旬に両町の町長が協定書に署名することを予定しております。

以上、簡単でございますが、ご報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長 吉田正昭君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 吉田正昭君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番中村英子君、9番黒川勝好君を指名いたします。

○議長 吉田正昭君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの16日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は16日間と決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第3 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

補足説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川でございます。

杉山委員、1年足らずでおやめになるということではありますが、皆さん理由は知ってみえるかどうか知りませんが、そういうことをきちんと言ってもらわないと、可能ではないですか、これ。ただ、かわります。今も町長一言あるかなと思ったんですけども、何もなしで、次の方の適任者であるということだけを言ってみえるわけですが、本人さん、やめたくてやめるわけではないと思うんですよ、今回の杉山さんに限っては。何かあったわけでしょう。そういうことをきちんと言ってもらわないと、本人が嫌でやめたとか、いろいろな推測をしてしまうじゃないですか。ですから、もう少しきちんとして丁寧なわかりやすい説明をお願いいたします。

○教育長 石垣武雄君

大変申しわけありませんでした。詳しいそういうてんまつがお話しできなかったものから、私のほうからお話をしたいと思いますが、杉山委員につきましては、実は1月中旬でありますけれども、オークワというか、そここのところで交通事故に遭われました。余りよろしくなかったんですが、それで海南病院に運ばれて、肩とか胸も打って鎖骨、そして飛ばされましたので、右の側頭部も打撲した。大変重傷でありましたが、幸い海南病院で手術、そして手当ての結果、回復されたわけでありまして。あとリハビリも必要があるということで、リハビリ病院、十四山の飛島に近いところですが、そこへ転院をされて、リハビリに励んでみえました。5月の連休前後にはご退院をされるというようなことを聞いておったわけですが、やはり後遺症というか、また、骨の再手術が必要ではないかということで、また、海南へ入院せざるを得ないと、そのような状況になったわけでありまして。

今、黒川議員がおっしゃるように、確かに本人さんとしては責任感強く、何とかということであったわけでありまして、あと1年3カ月残した状態で、2年と何カ月はされたわけでありまして、やはり迷惑をこれ以上かけられないということで、ご本人、そしてまた、ご主人も大分心配されて、申し出があって、一身上の都合ということで、こちらのほうは扱わせていただきました。確かにそういうようなてんまつもお話をせずにこのような形になったわけでありまして、この5月の中旬に出されて、教育委員会、町長ももちろんそうですけれども、教育委員会の同意をしながら後任を探して、そして、今回こんな形で議案として上げさせていただいたというようなことでもあります。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第4 報告第1号「平成25年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

報告が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、報告第1号「平成25年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を終わります。

○議長 吉田正昭君

日程第5 報告第2号「平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

報告が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、報告第2号「平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を終わります。

○議長 吉田正昭君

日程第6 議案第26号「蟹江町農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

提案理由を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第26号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は精読とされました。

なお、午前中の休憩時間に各派代表者会を会議室で開催し、被推薦者の協議をお願いいたします。

○議長 吉田正昭君

日程第7 議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

これはいずれにしても委員会付託になるわけでございますが、そのときに、必要な資料をお願いしたいと思います。

まず、一番大きなことは、この中で軽自動車税の改正でございます。これは該当される人たちにとったら大変なことでございますけれども、この該当の数字ですね、どのぐらいあるんだろうかな。そして、この改正によってどのぐらいの税収が町に入ってくるのか。町に入ってくるということは、個人がそれだけ負担するということなんですね。特例措置については入っていますけれども、これも知れたことであって、要はたくさん軽自動車に乗っている人から税金をいただくというのは、この本旨でございますものですから、大体どのぐらいの該当数があるって、どのぐらいの税収があるのか。これは数値でわかりやすく資料としてぜひ出していただきたいと思います。

その他、ところどころに税制を改正しながら、それは附則事項で補うような、こういう形を書いていますけれども、これをざっと読んで、要点改正と言って読んでおりますけれども、実際、実務者でないとなかなかわかりづらいところが多いわけでございますので、できましたら実務者の側で見て、この人はこういう形であったけれども、今回からこういうふうになりますよと、これは町民に対して条例改正になったときにはお願いをして、生活に変化が伴ってくるわけでありまして。とりわけ、今言われたお大事ことは、町民税の均等割を上げるということですね。県民税も同じだと思いますが、個々の負担を、税金を人頭割みたいな形で一人一人から、まずは取ろうというのが大体今の政治の動きであります。税金を年金暮らしであろうが、なかろうが、ここにおったら1人から個人税いただくよと、こういう荒っぽいやり方がこれからどんどんと、27年、28年と、これふえてくるものですから、そのスタートだと思ひまして、ぜひわかりやすい資料を出していただければ委員会のときに、審議のときにしやすいかなと思いますが、ぜひわかりやすい資料をつくって出していただきたいと、このように要望したいんですが、よろしゅうございましょうか。

○税務課長 磯野弘幸君

今、ご質問にありました追加資料ということで、こちらのほうでおつくりいたしまして、また提出させていただきますので、よろしくお願ひします。

軽自動車のほうの部分で、台数だとか、そちらのほうの分の数字ということでよろしいでしょうか。確認をさせていただきたいと思ひますので……

(発言する声あり)

はい、わかりました。よろしく申し上げます。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第8 議案第28号「蟹江町青少年問題協議会条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第9 議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第10 議案第30号「蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 上田 実君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第11 議案第31号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 上田 実君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○6番 山田新太郎君

せっかく公園をつくっていただくんで、よく広さを聞かれるんですね。だから、どのくらいの広さがあるか、ちょっと教えてください。なかよし公園の広さ。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

済みません、なかよし公園の今整備費用についてお尋ねですよ。1,000万円ほどかかって……

(「広さ」の声あり)

失礼しました。済みません、今ちょっと手持ちの資料に面積、済みません。

○産業建設部長 上田 実君

今のお尋ねは広さ、要は面積をお聞きになられたということによろしいですか。

(「広さ」の声あり)

なかよし公園の面積は2,599.76平米であります。

以上です。

○議長 吉田正昭君

よろしいですか。

(「はい、ありがとうございます」の声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第12 議案第32号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 奥村光司君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

今回の火災予防条例の一部改正で要点が出てきておるんですが、特に、この改正の骨子というか、背景でございますけれども、前回の露天商ではありませんが、お祭りで露天商のほうの扱ったガスかなんかで大きな事故が起きたとかいうことで、お祭りなどについてのいろいろな形でこういうような改正があったと思うんですが、ここでお尋ねしたいんですが、例えば、蟹江町らしきお祭りという須成祭りがありますね。それから各お祭り、神社のお祭りがあるわけですね、いろいろな器具を使いながら、いい火で団子をつくった、あれしたり、

そういうのがあるわけですね。

それから、また、運動会がありますね、運動会でない、盆踊りですね、そういう大きな催し物、町で言えば町民まつりがありますね。その今まで、従来と違って、そのときに、この火災予防条例で適用をして、どこに従来と違うところの要点ですね、例えば、ここまでの大きな規模でやるところは、今まではこういうものを、書類を出しておっただとか、こういうものについてはこういう指導、要件みたいのがあったとか。そういうようなことが今回からは何々が必要なのですよというようなところは、条項の中で発生をするのかどうか。それとも、これはあるけれども、蟹江町のいろいろなお祭りだとか、そういうものについてずっと調べても該当するような部署はありませんというのか、その辺について、どのようなところが要点項目に該当するのかな、その辺について、今おわかりになったら言っていただきたいと思います。これは概略で結構です。

いずれにしても、これは委員会付託でございますので、委員会の中で細かいいろいろな質問等があるかと思えますけれども、大体どんなようなところで、この今の条例改正が該当してくるのかなと、その辺のところ大ざっぱで結構でございますので、大きな捉え方で一遍言っていただければありがたいと、こう思います。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

失礼いたします。

今回の改正の経緯といたしまして、平成25年8月15日に発生いたしました京都府の福知山市の花火大会におきまして、露店の爆発事故で今回のこの消防法施行令の改正に伴って火災予防条例の改正をしたという経緯でございます。

今回のこの福知山の事故を受けておりますので、大規模な催し物という定義でございますが、これは11万人規模、11万人以上の規模の集まる催しで、かつ100店舗以上の露店が発生するものを大規模な催しという定義づけが行われまして、こういったものにつきましては、消防庁が指定して、それなりの火災予防の整備等を行わなければならないという規定になっております。

ただ、これに該当しない催しにつきましても、消火器、露店で火を取り扱う、火気を取り扱う器具等を使用する場合につきましては、消火器等の設置の義務づけというものが行われております。今までは催し物を開催する場合は、蟹江町の火災予防条例で催し物の届け出というものが必要になっておりましたが、それプラス消火器の設置義務、かつ煙、それプラス火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届け出というものが必要になります。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

今、お話がありましたように、10万人以上ですか、露天商というか、お店屋さんが何軒以上というのが大体対象だと、今蟹江町でいろいろなことをやっておりますけれども、対象に

はならないと、今回の改正の対象にはならないと。しかし、消防法や火災予防条例の中での指導的な要件というか、こういうことは必要ではないでしょうかというような立場の中での指導というか、指導的な立場で、例えばこういうことをやっておったら、例えば消防署から命令だとか指導だという大げさなことではなしに、こういうときにはやっぱり消火器があったほうがいいなど、おたくらもよくそういうお祭りや行事のときに、消防署が大変協力していただいて、現地へ来て、お見えになっておりますのでよくわかると思いますが、これはちょっとまずいんで消火栓を置いたほうがいい、どうなのとか、消火器を置いたらどうなのということについては気を使ってくださると、気を使うと。そして、気を使った段階で主催者側にも一言こうされたらどうですかというような立場におるということでの理解でよろしいでしょうかねと。命令だとか、届け出の義務に違反したときにはこうだとか、お祭りで人出もちょっと集まって、プロパンガスをちょっとでも使ったら問題だとか、イカ焼きやると煙がぶっと出るで、うわっと燃えてしまうで心配だとか、そんなようなきつい条項ということではなしに、従来どおり火災には気をつけてやってくださいよと、こういうような受けとめ方をしておいていいのかどうなのか、消防署の立場としてどんなような考え方で今おられるのかなと、その点についてはいかがなものでしょうか。

○消防長 奥村光司君

ただいまのご質問ですけれども、これは条例ということで罰則規定は設けてございません。ただし、届け出等規定がございますので、義務の範疇になるのではないかなという認識でおります。ただし、露店等でコンロ、鉄板焼きですね、そういったもの、それから発電機、ストーブなんを使用する場合、火災の発生のおそれがある場合、消火器の設置をお願いするという形にしております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長 吉田正昭君

よろしいですか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第13 議案第33号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区

(その4) 請負契約の締結について」ないし日程第19 議案第39号「蟹江町公共下水道事業  
下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その10) 請負契約の締結について」7件を一括議  
題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○11番 奥田信宏君

11番 奥田であります。

この区域を全部、工事が一斉の時期に入ることによる期間が大体どのくらいの時期で、例  
えば、これかなり狭い地域もあれありますよね。そうすると、人の配置なんかはかなりきち  
っとしてもらわなあかんような気もいたしますし、工事期間の終了の日の、大体この、例え  
ば工区ごとの日程がわかっているならば、ちょっとお教えいただきたいと思うんですが。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

ご報告します。

実は、きょうの議会承認いただきまして、5日の日に工程会議にかけます。当然、この道  
路狭いところというのは水道工事のやりかえがありますし、いろいろな面もありますので、  
まず、私どもの下水道工事、業者を5日の日に集めまして、大体の工程を組ませていただき  
ます。そして、決まりまして、今度は水道の業者に、何分にも狭いところがございますので、  
先に仮配管をしてから道路に下水、水道を入れる同時施工に入りますので、その辺の調整を  
しながらしようと思っております。そして、地元のほうには当然通行どめ等がありますので、  
実は町内ごとに地元説明会を開催して周知徹底することで計画をしております、これを受  
けて次のときに、配管のときに説明会をするということで、地元の方、また、所有者の方にも  
周知徹底させていただく予定でございます。何分にも工期は2月末までにと考えておりま  
すが、できれば何とか12月ぐらいまでに大まかな確定しようということで努力するものでご  
ざいます。

以上でございます。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号ないし議案第39号は一括精読にしたいと思いま  
す。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号ないし議案第39号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

暫時休憩します。

再開は11時からお願いいたします。

(午前10時40分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 吉田正昭君

日程第20 議案第40号「蟹江町立小中学校飛散防止フィルム設置工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

今、ご説明ありましたけれども、この予定価格に対する落札金額というのが、おおよそ半分というような形になっておりまして、この落札した相馬建設以外の業者は大体予定価格並みのものを入札価格として入れているということでもありますので、この約半額になっているということについて、今報告がある何か理由を分析して、どういうことだというようなご報告があると思ったんですけれども、何も言いませんので、一体これはどういうふうに、この事態は、背景を分析してみえるのかということをお聞きしたいと思います。予定価格に対して半分ということになりますと、当初予算の立て方ですね、予算を立てるということについての齟齬というものが非常に大きくなるわけで、その点について、どのような分析なのかをお伺いしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

担当課としましては、この相馬建設が企業努力によるものというふうに理解しております。企業努力で……

(発言する声あり)

○8番 中村英子君

私も余り知識がないでわからないですけれども、この相馬建設さんというのは、こういうフィルム関係の設置の工事の仕事というものもよそでも、要するに、こういう仕事がどの程

度あるのかどうかということも私よくわかりませんが、実績は具体的な工事の実績ではなく指名の業者選定になっておりますので、この業者はそうしますと、よそでもこういうようなことで企業努力でやっているのか、今回初めてここに企業努力で参入してきているのか、どのような実情かをお伺いしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

蟹江町でも過去に北中学校のほうの工事をこの相馬建設がやっております。そのときも……

(発言する声あり)

飛散防止の工事ではないですが、改修工事のほうで、相馬建設で北中で過去にやっていたいております。

○教育長 石垣武雄君

済みません、相馬建設でありますけれども、先ほど次長が言いましたように、北中学校体育館の改修を以前に行いました。体育館ね、改修の。それで、この業者は普通のいわゆる、どういったらいいんですか、そういう建築というよりも、普通の個人のおうちをつくるような、そういうところが一番専門でありました。津島市のほうの小学校もそういう改修とか何かに手がけ始めて、少し販路というんですか、そういう企業のエリアを広くしようという動きがあったところで、北中学校の体育館がありました、以前に。

そして、今回につきましても、たしか予算の関係もあるんでわかりますけれども、他社を見ていただきますと、それなりのほとんど6,000万ですか、そのあたりの。私どももこれ見てびっくりしておるわけでありまして、先ほど次長が言ったように、企業努力というよりも、どうしてもこの事業をとりたいというような、それは企業の腹のうちでありますので、なかなか私どもがつかめられないんですが、普通でいけば、私ども6,000万でもし出したとさせていただくと、近藤建設さん5,600万かな、つまり、そのあたりの値段だというふうには捉えております。

ですので、この相馬建設さん、逆にこういうふうにとりたいという形で、最低価格では決まっておりますので、一番低いところに決まるわけでありまして。ですので、私どもは、その予算というよりも、こういうふうにとりたところの気持ちも十分把握しながら工事のこの設計もありますが、十分な打ち合わせと監督と、それに見合った、私どもが考えているのに見合った工事ができるように監督しながら、そして見ていきたいというふうに思っております、現在は。

ですので、細かくことちょっとわからないんで、申しわけないんですが、そんなことです。以上です。

○8番 中村英子君

以前にはその仕事をとりたいために1円入札とか、極端なところ、大分前になりましたけ

れども、そういうようなことで、まるっきり赤字、投げ出しだけれども、そこに参入したいみたいな形でやられた時期がありましたけれども、その入札の仕方はどうなんだろうと、全部を投げ打って、赤字にしてものをとるという入札の仕方はどうなんだろうとということの指摘もありまして、現在ではそういう身銭を切るみたいな、身を切るみたいな入札というものは好ましくないのではないかという考え方もひとつあると思うんですけども、実際問題として、この半額でこちらの要求しているものができるとするならば、どこが切られるんだろうと、どこを切るんだろうということになると、それは違う部門で補填されるのかどうか、ちょっとその辺はわかりませんが、このような入札というのが入ってきますと、例えば、今働く人の賃金が非常に低賃金になって使われているというような問題も非常に生じたりしているわけですし、健全な運営状態のもとにこのようなことができるのかどうかと、そういうことも疑問として残るわけで、きっちりとしたその辺は目を、目配りをしていく必要があるのではないかと思います。

そしてまた、企業努力という言葉でこんな半額になるんだったら、よそは企業努力が足りないのかと、よその町内の業者は企業努力が足りないんですか、企業努力してくださいと言えば、こんなにも安くなるんだったら企業努力が足りないのかと、こちらの言うとおりの言い値だけでやりたがっているのかというようなこともあるわけですよ。以前はその歩切りというようなこともやっていましたけれども、今はその歩切りというようなことも、どの程度入札価格に対してやっているのかどうかというものの現状はわかりませんが、でき得る限り、そういうようなこともあわせてやっていかなければいけない部分もありますので、入札の構成と仕事の構成と賃金の構成、あらゆることの面からきちんとした目配りをしてもらいたいというふうに思います。

以上です。

○11番 奥田信宏君

11番 奥田です。

同じような話になるかもしれませんが、この予定価格を立てられたときには、多分設計者が誰かの当然アドバイスもらいながら多分設計をする、これの監理も入っていると思うんですが、それで、監理も入れてやっているということになりますと、どこの部分でまず一番これだけ下がるのか、まず、非常に不思議な話でありますので。

それと、もう一つは、その監理をやられた設計士さんのちょっと本当はご意見も一遍お聞きをしたいとは思っているんですが、まず、それと。

それから、もう一つ、例えば新しい建築なんかを受けるときにですと、先ほど中村さん言ってみえたみたいに、人的な面の例えば、それこそ外人の雇用比率はたくさんにはだめだとか、いろいろな制限があったと思うんです。こういう修繕の場合は、多分歯どめがないような気がするんですが、これ建物の壊しはたしかその歯どめが入っていなかったと思いま

すので、そういうのはどうなっているのか、一遍お聞きをしていこうかなと思ったんですが、ほとんどフィルムなんかをやってみえるのは、そういつてみえた臨時の方で、それこそ日本の方でないような方が全部現場へ入って、それで全体を下げるというような、そういうような計算でもされて下がっているのかなと思ってみたり、もともと材料費そのものが半分になるなんて、まず、3分の1以下になるなんて、まず余り思えないので、基本の一番やっぱりどこら辺が一番下がっているのか、やっぱり監理をやられる方の意見も一遍お聞きをしたいなと思ったんですが、その辺の聴取はどういうふうに、意見を聞かれているのかどうかもちよっとお聞かせをいただきたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

その辺の内容がまだはっきり聞いていないというか、この契約をする時点、この議会でご承認をいただきますと、契約書のほうを作成しまして、その契約書の金額に合う代価表というのを作成していただきます。それを見ると、きちっと判断ができるかなというふうに思っております。申しわけありません。

○町長 横江淳一君

奥田議員から指摘は受けておりませんが、私のほうからちょっと意見を述べさせていただくというのか、答弁をさせていただきたいと思います。

今回の立ち会い、当然私もこの件につきましては、金額がそれなりの金額でありましたので立ち会いをさせていただきました。この飛散防止フィルムの施工につきましては、議員各位全てご承知おきをいただいておりますが、国の社会資本整備の総合交付金というのがございまして、それを一日も早く、安心・安全のまちづくりのために使いたいと。若干蟹江町が飛散防止フィルムの施工が実はおこなわれておまして、一部議員からも実は指摘をされておったのも事実でございます。これは多分議員各位もご承知おきをいただいているということございまして、繰越明許を使ってまでも予算を取り、そして、次につなげたという事実があるのはまずご理解をいただきたい。

それと、前に行きました、先ほど繰越明許の計算書の説明のときに、新蟹江小学校、学戸小学校を含めて既に施工したときのフィルムの値段と、恐らく、これは憶測であります、きちっとまだこの件はまだ答えが出ておりませんが、設計士との話を私も一遍聞いてみたいということが1つ。

それから、飛散防止フィルムが日本全国で結構今やられているということで、単価が下がってきたのではないかという分析もされる方も実はございます。そんな中で、人件費が下がっているということではございませんので、非常にそこところは疑問な部分があります。ですから、我々といたしましては、先ほど担当者が申しました企業努力でというのは、確かに一番言いやすいことかもわかりませんが、設計者の皆さんともちょっと話をしながら、特に建設なんていうのは、また、この後にご説明を差し上げなければいけない建物につきまして

は、全く我々の予想だにしない状況が日本全国で起きているのも事実でございますので、この飛散防止フィルムにつきましては、もうしばらく時間をいただきたい。

ただ、今回議案提出をさせていただきました事実としては非常に安い金額で落ちていると、非常に我々も危惧をしているわけでありまして、これから設計監理をしていただく方にとりまして、注意をしてくださいますということにつきまして、担当者に指示を出したところでございますので、説明になったかどうかわかりませんが、これは補助金制度でやらせていただいているということだけをご理解をいただき、ちょっと苦しい答弁になりますけれども、何とぞご理解をいただきたいなど、こんなことを思っています。

○10番 菊地 久君

10番 菊地であります。誰が見てもおかしいな、心配だなと思うことがあるわけです。しかし、現実には前の解体で津島でも6億の予算、今度は3億取っておいたし、藤原村の解体のときも4,000万ぐらいのやつを1,500万で落ちたよね、業者はよく正直言ってわかりません、やっておることが。それで、特に、今心配になったのは、下水道事業のことで、ほとんどが90%以上で落札をしている、ほとんど予算どおりですわ。一方ではそういうことである。

一方では、蟹校の跡地の問題で、入札落ちなかった、そんなこともある。そうすると一体どうなっておるのかなと思うわけですが、この業者の仕事からいって、フィルムを張るのに、私は調べていないでわかりませんけれども、室内からフィルムを張る方法なのか、外なのか、それによって物すごい人件費が違うんですよ。それで、外で張ると機材がいるんですわ。エレベーターみたいな、あの大きなリフトを持ってきて、エレベーター式にやって、人が乗ってずっと張っていく、それから屋内でやれば中でやれるんですよ。

そうすると、屋内の施工だと、まずフィルムの値段が勝負、それから人件費なんです、ほとんど人件費で、何にずっと、幾ら安い人大勢集められるかどうかというポイントもありますね。それからバスケットのこの位置や何かぶち壊してずっとやって、解体ですので、取り外してずっとやるだけですので、そんなにはと思うんですが、ほかの業者がなぜ頭をそろえてずっと出たかということ。1社だけ半額で出たかと思うと、何かどっかでおかしいじゃないかと、業者同士で連絡し合っておらせんかと、昔で言うと談合をやっておるのではないかという印象を受けるわけ、下水道でも受けてしまうわけ、99%は、みんなようそろって落ちると思う。談合ではなしに、実績の中で下水というのはほとんど、どれだけやれば、札というと、ほとんどわかるような計算式になってしまっておるんですよね。

その辺と今回のようなフィルムの、フィルム張るんですよね。張り方がちょっとなんだかよく、結局わかりませんけれども、事業としてそんなに難しい事業ではないなと思いますので、実際担当される方が、その辺のところをしっかりと勉強されて、どうしてと言われたときに、こうしてたよと、いいのと聞いたら企業努力でと、相馬さん、ほうかねと、じゃおたく、じゃ津島ではどこの学校どうやらあったと、そのときの業者がどこが入ってきた、あん

なそのときどうだったとか、こういうことは、調べればすぐわかってくるの。そうすると相馬さんは、今の仕事の量はいろいろなことをやって、真剣に安かろうともやりたいという企業内容なのかどうなのかとか、わかります。全てわかるんですよ。

だから、我々としては落としてくれたことについては責任持ってきちんと設計どおりやっていただければ3,000万円浮きますので、町としてはありがたいんですわ。3,000万円も浮くも、ありがたいですよ。ようやったなと、相馬建設さんよう頑張ったねと言って、ご苦労さんと言いたいものですから、その辺のとき、説明をしたときに、我々質問をしたときに、もう少し理解のできるように、わかりやすく、あんたでもおかしい、こんな安くていいのと思わなんだの、思ったら聞かないかんでしょう。聞いたら、それは企業努力で頑張ります。仕事が今ないのでとろうとしております。戦術でございます。営業の上げるための、成績を上げるために今やらならんだと、一言言われれば終わりだわね、それは。だったらどこでやられたときの業者はどうだった、どうだった、ここは全部安くてずっととってきて実績上がっていますよというようなことが、やっぱり説明をできるようなことだけはしておいていただかないといけないかなと思いますので、これは苦言ばかり言っても怒られますが、町としてはこんなに半額で、こうしたことに対しては非常に喜ばしいことです。

あとは設計どおり、言われたとおりにきちんと納期どおりにいいものをしていただく、監理、監督をきちんとやれるかどうか。安かったりだめだった、あと潰れてしまったでなんとようなことになってはいけませんので、後が大変でございますので、ぜひ我々が心配をしておることについては、やっぱりそのことを念頭に置いて進めていただければと思うが、幾らあんたこれから中身どうのことの言ったって、またここで答えられるようなことはないと思いますので、心配事については、何かの機会に勉強して答えられるような体制だけはぜひつくっておいていただけるかどうか、そういうことだと思いますので、いらんことを私言いましたけれども、確かに勝負やるときには、6億が3億で取れたこともありますし、今はそういう時代でなくなったものですから、安ければ何でもいいでなくて、人件費を今上げようとしようときなもんですから、どうかという心配をしておりますので、ぜひ答えられるようにしておいてください。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第40号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第21 議案第41号「海部津島土地開発公社の解散について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第41号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第22 議案第42号「町道路線変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 上田 実君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○6番 山田新太郎君

山田新太郎です。

今の部長のほうから説明があったんですけども、何かごみに関するような会社が見えるというようなことだったんですが、それどういうことですか。ちょっと僕が聞き間違えかもわからないので、その内容を詳しく教えてください。

○産業建設部長 上田 実君

大変申しわけございません。今回提案させていただきますのは、町道を一部廃止して、蟹江町に業者が、業者というか、工場移転をしてきております。それがお示しをしまして、水色で示してあるところへ業者が移転をしたいということです。そこには町道が認定してございますので、開発に当たり……

○6番 山田新太郎君

僕の聞きたいのは、今ごみを処理するような会社だというふうに言われたんで、住民としてはごみに関する会社が来るといろいろなことが起き得るわけですね。だから、内容をしっかり教えていただきたいということです。

○産業建設部長 上田 実君

大変申しわけございません。どんな会社が移転してくるかというご質問でよろしかったで

すか。

(「はい」の声あり)

はい、わかりました。

実は、移転してくるといふか、希望している会社は、あま市内にある家畜関係の機械を製造しておる業者並びに養鶏関係の、要は肥料の、餌をやるための自動的に肥料をあげるような、そういった機械を製造しておる業者が蟹江町のほうに参るといふことです。

以上ですが。

○6番 山田新太郎君

確認させてもらいますが、僕の聞き間違えだったですね、そうじゃないですね、だから、機械会社が来るわけですね。それではいいです。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

よろしいですか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第23 議案第43号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第43号は精読にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

お諮りします。

精読になっておりました同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」、議案第26号「蟹江町農業委員会委員の推薦について」、議案第33号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区（その4）請負契約の締結について」ないし議案第39号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区（その10）請負契約の締結について」、議案第40号「蟹江町立小中学校飛散防止フィルム設置工事請負契約の締結について」の10件をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、10議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第24 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第25 議案第26号「蟹江町農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。お諮りします。

農業委員会に関する法律第12条第1項第2号による農業委員会委員の推薦につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

ここで大原龍彦君の除斥を求めます。

（14番議員除斥）

議会推薦の農業委員に大原龍彦君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました大原龍彦君を議会推薦の農業委員に推薦したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、大原龍彦君を推薦することに決定いたしました。

大原龍彦君の除斥を解きます。

(14番議員入場)

議場に大原龍彦君がおられますので、ただいま農業委員に推薦されましたことをお伝えし、告知いたします。

○議長 吉田正昭君

追加日程第26 議案第33号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その4) 請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第27 議案第34号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その5) 請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第28 議案第35号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その6) 請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第29 議案第36号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その7) 請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第30 議案第37号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分

区（その8）請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第31 議案第38号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分

区（その9）請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第32 議案第39号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分

区（その10）請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第33 議案第40号「蟹江町立小中学校飛散防止フィルム設置工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

(午前11時48分)